

○職員の育児休業等に関する規則

平成7年11月1日

規則第11号

改正 平成12年2月28日 規則第1号
平成14年7月31日 規則第4号
平成17年12月22日 規則第7号

平成29年2月7日 規則第2号
令和8年2月9日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成7年但馬広域行政事務組合条例第14号。以下「条例」という。）第27条の規定に基づき、育児休業の承認の申請手続その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができる非常勤職員の勤務日の日数)

第1条の2 条例第2条第3号ア（ウ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(子の1歳到達日から1歳6箇月に達する日までに育児休業をすることが特に必要な場合)

第1条の3 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第10項の規定による公示がされたものを除く。）若しくは認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）として委託することができない者に限る。）若しくは養子縁組里親である者を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
 - ア 死亡した場合
 - イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
 - ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
 - エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合
- (3) 条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当した場合

(子の1歳6箇月到達日から2歳に達する日までに育児休業をすることが特に必要な場合)

第1条の4 条例第2条の4第2号の規則で定める場合については、前条の規定を準用する。この場合において、同条第1号及び第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

- (1) 当該請求に係る子の出生の日から条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合
- (2) 条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合
- (3) 条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合
- (4) 育児休業に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）
- (5) 育児休業に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職場復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第5条に掲げる事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業に係る辞令の交付)

第6条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。

- (1) 職員の育児休業を承認する場合
- (2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の
子に係る育児休業を承認する場合

(任期付採用に係る辞令の交付)

第6条の2 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合
のうち、辞令の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもつ
て辞令の交付に替えることができる。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1
項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）
の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第6条の3 条例第5条の3第1項の規則で定める勤務した期間に相当する期間は、休暇の期間その他勤務しな
いことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成7年但馬広域行政事務組合規則第24号）第2条第3号及び第4
号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかつ
た期間を除く。）

(育児短時間勤務の承認の請求手続)

第7条 育児短時間勤務の承認の請求は、育児短時間勤務承認請求書により、育児短時間勤務を始めようとする
日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児短時間勤務の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該
請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児短時間勤務の期間の延長の請求手続)

第8条 前条の規定は、育児短時間勤務の期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第9条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る辞令の交付)

第10条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令を交付しなければならない。ただし、第1号及
び第3号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び承
認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあつては、延長された期間の末日）が、引
き続いて承認される育児短時間勤務の1週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあつては、
辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り
消された場合

(4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る辞令の交付)

第11条 任命権者は、次に掲げる場合には、辞令を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に替えることができる。

- (1) 育児休業法第18条第1項の規定により職員を任用した場合
- (2) 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の任期を更新した場合
- (3) 任期の満了により育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員が当然に退職した場合
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の職務の級の決定の特例)

第12条 育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の職務の級に決定することはできない。育児休業法第17条の規定による短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

(部分休業をすることができる非常勤職員の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間)

第13条 条例第17条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上あるものとする。

(部分休業の承認の請求、第2項申出及び第3項変更の手続)

第14条 部分休業の承認の請求、育児休業法第19条第2項の規定による申出(第3項において「第2項申出」という。)及び同条第3項の規定による変更(第3項において「第3項変更」という。)は、部分休業簿により行うものとする。

- 2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。
- 3 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第22条に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第15条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成12年2月28日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年7月31日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月22日規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月7日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月9日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。